

令和2年種苗法改正法案に関する意見書

2020年（令和2年）10月21日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

令和2年通常国会（第201回国会）に提出され、継続審議となっている「種苗法の一部を改正する法律案」は、我が国の農林業の競争力強化を企図するものであるから、十分に審議を尽くした上、早期に同法が改正されることを求める。

第2 意見の理由

1 農林水産分野の競争力強化の必要性

(1) 農林水産業は、広く国民の食を支えるものであり、国民生活の基盤となる産業であることから、その安定的な発展が望まれるところである。昨今、頻発する異常気象による自然災害（大雨、台風）、地震等で田畑は荒廃し、また気候変動による、多雨・高温等で通常ではない病害虫が発生するなどして、農林水産業の現場は疲弊している。こうした環境に対しても、適応可能な優良品種の開発は、これからの農林業の発展に不可欠である。

また、我が国は、いわゆる少子・高齢化現象により、国内市場は縮小傾向にあると言わざるを得ず、農林業の今後の展開としては、アジア等を中心とした外国市場も視野に戦略的に事業展開していくことが必要である。

幸い、我が国の農産品は、ぶどうの「シャインマスカット」等に見られるように、その品質（食味や食感はもとより、日持ちや生産性等も含む。）の高さから、国内市場のみならず、アジア等の海外市場においても人気があり、高値で取引されるところとなっている。

しかしながら、そうした外国市場においても競争力を持つ優良品種の開発には、長い年月と多額の投資が必要である一方、その開発リスクは、花きや果樹、野菜といった分野では、個人の育種家や種苗会社等の民間が負担してきている。

(2) かかる優良品種といえども、種苗の違法な海外持ち出しは、その物理的性状からして関税法上輸出が規制される銃器や違法薬物等と比較すれば容易であり、また、一旦持ち出されてしまえば、これを海外の農場等で拡大再生産することも可能であり、その収穫物を大規模に海外市場で展開することも可能である。実際、そのような事案は、報道等を見る限り、少なからず発生し

ているようである。違法な種苗の海外持ち出しを防止し、優良品種の種苗の流通が阻止できていた場合と比較すれば、我が国の農業関係者は、多額な損失（何百億円といったレベルをはるかに超えると思われる。）を被っていると評価できる。

そしてまた、日本の開発品種の種苗が海外で生産され、その種苗や収穫物が当該国の市場に出されるにとどまらず、当該国産の品種として近隣諸国（第三国）へ安価に海外展開をされることもなれば、第三国での市場においても、本家本元の我が国からの輸出農産品と市場競争を余儀なくされることとなり、競争相手国が、価格競争力で優位に立つ国であれば、我が国の輸出農産品は第三国の市場で駆逐されてしまうということもあり得るから、被害は更に甚大ということになる。

- (3) 我が国の育種家や種苗開発に取り組む企業・研究機関が、長い年月をかけ、また多額の開発投資を行ってようやく開発した品種は、我が国の知的財産と言えるものであり、これが侵奪されることに対しては、適正に法的対処ができるように法整備をしなければならない。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、国内での外食消費が激減して農林水産物の国内消費動向が極めて低調であり、また感染拡大防止の観点から国際物流も滞り気味であることから、生産者は深刻な状況に置かれている。

このような状況において、種苗法を的確に改正して植物新品種という知的財産の保護等の拡充のための法整備を行い、これによって国際競争力を高めて優良品種の利活用を促し、農林業への法的支援の一助にするべきである。また、これにより、厳しい自然環境や自然災害にも耐えられる新品種の開発を促す意義は少なくない。

令和2年通常国会（第201回国会）に提出され、継続審議となっている「種苗法の一部を改正する法律案」（以下「種苗法改正法案」という。）には、こうした植物新品種の知的財産保護を実効的に行うための種々の工夫が盛り込まれており、それらは我が国が標榜する知財立国政策にかなうものである。種苗法改正法案は、我が国の農林事業者（食品輸出などの国際流通関係事業者を含む。）の開発成果の保護に資することになり、ひいては農林水産業全体の活性化を図ることにつながる。

- (4) なお、種苗法改正法案においては、登録品種の自家増殖に許諾が必要となることから、農家の生産コストや事務負担が増えることになり、営農に支障が生じることになるとの懸念が存在する。仮にそのような懸念

が現実化することがあれば、当連合会としても、これを看過することはできないのであって、国会の審理の過程において、そのような懸念の当否が客観的な資料に基づき検証されるべきである。もっとも、種苗法改正法案において自家増殖に許諾が必要となるのは、新たに開発され、見いだされた植物新品種である「登録品種」のみであって、在来種、品種登録されたことがない品種、品種登録期間が切れた品種である「一般品種」は、自由に自家増殖が可能であり、また、品種開発を目的とした交配による種子生産は、登録品種であっても自由に行うことができること等からすれば、種苗法改正法案を前提とする限り、上記懸念は誤解に基づくところが大きいと考えられる。したがって、そのような懸念の存在によって、種苗法改正法案の審議自体がなされなくなることは、決して好ましいとは言えない。

2 種苗法改正法案の内容

(1) 育成者権の権利範囲の明確化方策

種苗法改正法案は、これまで育成者権の権利行使を困難にしていると指摘されていた権利範囲の確定基準の不明確性を是正するため、品種登録時に際して審査当局から一般に公示される特性表をより充実化させて、これを権利範囲の確定に際して活用する工夫がなされている。

(2) 他の知的財産法との整合性確保

種苗法改正法案は、既に特許法等の産業財産権法においては改正がなされいながら、種苗法においては対応が遅れていた事項について同様の手当てをするものであり、知的財産法制の全体の整合性から、早急に法改正すべき事項も含まれている。

すなわち、特許法においては、企業や団体（以下「企業等」という。）における研究開発の実情を踏まえ、平成27年改正において、職務発明制度（特許法35条）の見直しがなされている。その概要は、企業内等においてその職務についてなされた発明（職務発明）についての特許を受ける権利（特許の出願権）が、従前は当該発明をした従業員個人に原始的に発生し、これを職務発明規程の整備により企業等へ承継できるにすぎなかった。しかし、今日の発明行為は、企業等において多数の従業員が関与して研究開発がなされ、その成果として発明が生まれることが多いことに鑑み、平成27年改正において、特許を受ける権利を従業員個人に帰属させるだけでなく、企業等の選択により企業等の法人に原始的に帰属させることが可能となった。また、従前、従業員個人から企業等が特許を受ける権利の承継を受けた場合において、

その承継の対価は金銭で支払われることと規定されていたところ、その点も企業ごとに多様なインセンティブの付し方があり、必ずしも金銭に限る必要もないという考えで、企業等として発明者個人に報いる方法は企業等内での民主的な手続に沿ってなされた職務発明規程の整備を前提として、より柔軟に調整ができるようになった。

こうした研究開発の実情については、植物新品種の開発現場においても同様の問題が惹起し得るところであるが、種苗法においては平成27年改正前の特許法35条と同様の規定（種苗法8条）となっている。そのため種苗法改正法案において、これを特許法と同様に職務育成品種についての品種登録を受ける地位の企業等への法人帰属を認め、またその地位の承継に際してのインセンティブの多様化等を図る対応が行われることが企図されている。植物新品種の開発は、これまで長い年月をかけて交配を繰り返すなどの手法が採用されてきていたが、最近ではゲノム編集の技術を使って、研究室内で植物新品種が生まれることもあり得る状況になっているため、かかる状況において植物新品種が開発された場合、その知的財産保護を特許の面で検討すると共に、品種登録の面でも検討されることとなる。そうした場合、企業等の知財管理において、権利化を図るときの原始的な権利の帰属者が別々になることは現場が混乱するだけであり、好ましいことではない。

そのため、種苗法改正法案では、既に現場の実情に応じて法改正がなされている特許法と整合させる改正が行われることとなったものである。

また既に特許法には導入されている侵害訴訟における営業秘密の保護とのバランスにも配慮した証拠収集手続の拡充策、育成者権のライセンス契約上の地位の当然対抗制など、既に特許法及び著作権法で改正がなされている点も、同様に手当てすることが予定されている。

また、審査段階における出願者の出願品種の特性の尊重¹や、登録情報のインターネット開示のより一層の充実化²等、ユーザーフレンドリーな審査制度の確立が企図されている。

¹ 出願者が出願品種の特性であると認識する点を審査結果に反映させやすくなっている（種苗法改正法17条の2参照）。

² 特許法等の産業財産権法の関係では、その権利範囲の確定のために不可欠な特許掲載公報等の公報類を始めとして、出願審査情報や審判情報等が、いつでもウェブサイトから閲覧、ダウンロード等ができるようになっている（特許庁の関係組織である「独立行政法人工業所有権情報・研修館」が運営する「特許情報プラットフォーム」）。他方、品種登録制度においては、従前は、登録時の特性表ですら農林水産大臣宛てに個別の資料を謄写申請しなければならなかった。そうした情報公開の点につき、種苗法改正法案では、より一層の推進が図られることが予定されている（改正法案57条の2第2項参照）。

3 結語

国外市場においても競争力を有する有用な優良品種の開発は、長い年月と多額の費用を投じて、また多くの失敗の上において、初めてなし得るものであり、その開発された優良品種は、知的財産と位置付けられるものである。

こうした優良品種は、多くの農林事業者（国際流通関係事業者も含む。）に利益をもたらし、また生活者の食文化の向上にも寄与する。かかる優良品種の開発行為へのインセンティブを付与する仕組みを整え、植物新品種という知的財産を創造し、保護し、活用を促し、農林事業の競争力をより一層強化して、更なる活性化を図ることは有意義である。今回の種苗法改正法案は、それを企図するものであり、早期に改正が実現されることが望まれる。

以上